

令和 7 年度

健全化判断比率等審査意見書

〔 財政健全化  
経営健全化 〕

函南町監査委員

函 監 第 56 号  
令和 8 年 8 月 25 日

函南町長 仁 科 喜 世 志 様

函南町監査委員 深 瀬 智 明

函南町監査委員 馬 籠 正 明

令和 7 年度 健全化判断比率等審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び第 22 条の規定により審査に付された令和 7 年度健全化判断比率、資金不足比率について、別紙のとおり審査意見書を提出します。

1. 令和 7 年度 財政健全化審査意見書
2. 令和 7 年度 経営健全化審査意見書

## 目 次

|               |                     |
|---------------|---------------------|
| 第1 財政健全化審査意見書 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 |
|---------------|---------------------|

1 審査の対象

2 審査依頼文書受理日

3 審査実施年月日

4 審査の方法

5 審査の結果

6 審査意見

|               |                     |
|---------------|---------------------|
| 第2 経営健全化審査意見書 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 |
|---------------|---------------------|

1 審査の対象

2 審査依頼文書受理日

3 審査実施年月日

4 審査の方法

5 審査の結果

6 審査意見

## 第1 財政健全化審査意見書

### 1 審査の対象

令和7年度 健全化判断比率

### 2 審査依頼文書受理日

令和8年7月21日

### 3 審査実施年月日

令和8年8月14日

### 4 審査の方法

財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる数値が適正かどうかを主眼として実施した。

### 5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は次の表のとおりであり、その算定の基礎となる数値と照合して、いずれも適正であると認められた。

| 健全化判断比率  | 令和7年度(%) | 令和6年度(%) | 早期健全化基準(%) |
|----------|----------|----------|------------|
| 実質赤字比率   | —        | —        | 13.54      |
| 連結実質赤字比率 | —        | —        | 18.54      |
| 実質公債費比率  | 5.3      | 5.2      | 25.00      |
| 将来負担比率   | 38.9     | 28.3     | 350.00     |

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、一般会計及び各特別会計の実質赤字額がなく、いわゆる黒字となっているので数値の記載をしていない。

早期健全化基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条の規定に定める数値である。

実質公債費比率及び将来負担比率は前年度と比較して上昇したが、全ての健全化判断比率において早期健全化基準と比較すると、これを大幅に下回っている。

### 6 審査意見

実質公債費比率及び将来負担比率とともにいずれも国の示す早期健全化基準からは大幅に下回っているが、いずれも数値が増加傾向にあるため、引き続き健全な財政及び経営の確保に努めていただきたい。

## 第2 経営健全化審査意見書

### 1 審査の対象

令和7年度 資金不足比率

### 2 審査依頼文書受理日

令和8年7月21日

### 3 審査実施年月日

令和8年8月14日

### 4 審査の方法

経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる数値が適正かどうかを主眼として実施した。

### 5 審査の結果

審査に付された資金不足比率は次のとおりであり、その算定の基礎となる数値と照合して適正であると認められた。

| 健全化判断比率 | 令和7年度(%) | 令和6年度(%) | 早期健全化基準(%) |
|---------|----------|----------|------------|
| 資金不足比率  | —        | —        | 20.00      |

※ 資金不足比率とは、「下水道事業特別会計」「農業集落排水事業特別会計」「上水道事業特別会計」「畑、丹那簡易水道特別会計」「田代、軽井沢、丹那地区簡易水道特別会計」及び「東部簡易水道特別会計」における資金不足額が、どれくらいの割合かを示すもので、今回資金不足額がないので数値の記載をしていない。

経営健全化基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条の規定に定める数値である。

### 6 審査意見

健全化判断比率と公営企業会計に係る資金不足比率等の状況により、国の示す早期健全化基準及び資金不足比率については、経営健全化基準をそれぞれ下回っており、健全段階の範囲内であると認められた。